



公益財団法人

さいたま市産業創造財団

# 生産性革命支援事業のご案内

## (事業再構築補助金の上乗せ補助)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する市内中小企業事業者に対し、国において実施する**中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）**の補助費用の上乗せ補助を実施し、生産性向上を支援します。

- 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。

### 事業再構築補助金効果向上補助金

#### 概要

国において実施する「**事業再構築補助金**」の**事業実績報告を行い、補助金額確定を受けた**市内中小企業者に対し、自己負担額の一部を補助します。

#### 補助額等

交付申請期間 令和4年1月4日～令和4年3月16日（必着）

補助上限額 ①通常枠／緊急事態宣言特別枠（200万）

②卒業枠／グローバルV字回復枠（500万）

補助率 ①自己負担額の1/2以下（国の補助対象経費－国の補助額）×補助率（1/2）

②定額補助

補助見込件数 ①、②合計100件程度（審査による採択）

補助対象経費 国で定める各補助金の補助対象経費に準じる

#### 要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 令和3年3月26日時点及び当該補助金申請日時点で、ア、イいずれかに該当すること  
ア) さいたま市内に本店を有する法人  
イ) さいたま市内に住民登録があり市内に事業所等を有している個人
- (2) 「**事業再構築補助金**」の採択を受け、**令和4年3月16日までの補助金額確定通知書を受けているもの**（未着の場合には、「必要書類」欄の（2）を参照のこと。）
- (3) 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと

### 必要書類

- (1) さいたま市事業再構築補助金効果向上交付申請書（様式第1号）
- (2) 国の補助金確定通知書（申請期限までに国へ事業実績報告を提出し、補助金確定通知書が未着の場合には、「国の交付決定通知」及び「事業実績報告書（補助対象経費等が記載のもの）」をもって代えることが可能）
- (3) 振込先口座通帳の写し（金融機関名及び支店名、口座番号、カタカナの名義人がわかるもの）
- (4) 加点状況確認書（様式第2号）及び確認書類（下の審査項目の確認書類を参照）
- (5) (法人) ①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書  
(個人) ①住民票、②確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、③市民税納税証明書

※添付書類や確認書類はすべて写し(PDF)での提出が可能です。

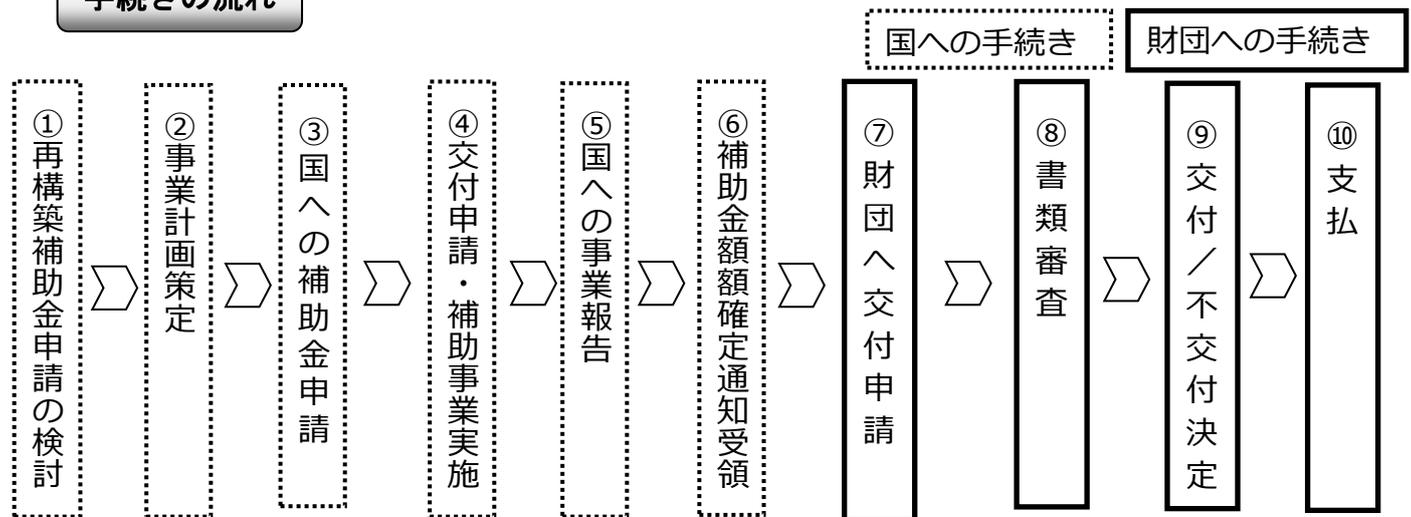
### 審査基準

事業再構築補助金効果向上補助金		
項目／概要	確認書類	取扱
卒業枠／ グローバルV字回復枠	交付決定通知等、採択枠がわかる書類 ※卒業枠・グローバルV字回復枠については、加点項目によらず優先採択します。 <u>その他加点書類は不要です。</u>	優先採択
生産性加点	事業計画書（付加価値額の伸び率がわかるところ）の写し等 ※申請後にシステムで確認できるか不明なため、申請前に該当部分のハードコピー等の保管推奨。	加点項目
緊急事態宣言影響加点 （2021年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で30%以上減少）	確定申告書別表一の控え等（国公募要領の別添記載の資料） ※緊急事態宣言特別枠の場合には、国の交付額確定通知等でその区分がわかる場合には添付省略可能	加点項目
さいたま市リーディングエッジ認証企業加点	さいたま市リーディングエッジ企業認証書等 ※当該補助金申請日時点で認証されていることが条件	加点項目
さいたま市SDGs認証企業加点	さいたま市SDGs企業認証書等 ※当該補助金申請日時点で認証されていることが条件 ※さいたま市CSRチャレンジ企業は、令和3年度中はSDGs認証企業として取り扱うため、さいたま市CSRチャレンジ認証書等を添付のこと。	加点項目
事業計画検討加点 ※当財団の主催する下記セミナー・説明会・相談等の参加者 ■DX+デザイン思考研修 ■事業再構築補助金説明会 ■専門家の派遣や窓口相談	添付書類不要 （加点項目にチェックのみ）	加点項目

## 審査方法

- ※卒業枠／グローバルV字回復枠を優先採択します（他の加点項目根拠書類は不要）。
- ※通常枠／緊急事態宣言特別枠は、加点項目に応じた審査を行い、点数の高いものから採択します。
- ※事業計画検討加点については、公益財団法人さいたま市産業創造財団において、事業計画策定前に専門家派遣や窓口相談の実施した方、またはDX+デザイン思考研修や事業再構築説明会に参加いただいた方が対象となります。

## 手続きの流れ



財団への申請の前に、国の各補助金の申請、事業実施、実績報告、交付額確定通知の受領まで行ってください。

国の交付額確定通知受領後、**令和4年3月16日までに**、財団に申請してください。

- ①財団では、事業再構築補助金の制度がわからない、どのように事業再構築をしていいかわからない事業者に対し、**事業再構築補助金の説明会や事業計画策定前のセミナー等、事業計画策定前の支援も実施**します。財団HP等で随時公表していますので、ご確認ください。
- ②財団では、事業計画策定にあたって、**窓口相談や専門家派遣（5回まで無料。1回3時間程度）**を実施しています。詳しくは財団HP等をご確認ください。
- ⑦国の「交付額確定通知」受領後、前ページの必要書類を添付し、メールで申請します（令和4年3月16日期限）。  
 ※国の補助金額確定通知書が申請期限までに到達しない場合には、「国の交付決定通知」及び「国への事業実績報告書」をもって、財団への交付申請を行うことが可能です。
- ⑧前ページの審査項目に基づき審査を行い、上位の者から採択します（予算上限に達した場合には、順位によっては補助額が減額となる場合があります。）。

**【問合せ】** （公財）さいたま市産業創造財団 事業企画課  
 〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階  
 TEL：048（851）6652 FAX：048（851）6653  
 （申請先）Mail：[saikouchiku@sozo-saitama.or.jp](mailto:saikouchiku@sozo-saitama.or.jp) 担当：丸山・井上  
 様式等のダウンロード：「さいたま市産業創造財団のホームページ」を検索